

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人碩済会  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用  
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県始良市加治木町本町307番地1  
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和41年4月1日
- (4) 設立登記年月日 昭和41年2月9日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木本 恵子	医療法人碩済会 理事長
理 事	山元 慎一	フィオーレ第一病院管理者
同	上津原 甲一	加治木記念病院管理者
同	難波 理志	大島保養院管理者
同	東條 秀司	吉田記念病院管理者・吉田記念病院介護医療院管理者
同	伊藤 哲彦	介護老人保健施設吉田ナーシングホーム管理者
監 事	神川 洋一	弁護士法人照国総合事務所 弁護士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	フィオーレ第一病院（産科・婦人科）	4614510180	鹿児島県始良市加治木町本町307番地1	一般病床 26床
病院	加治木記念病院（精神科・内科）	4614510016	鹿児島県始良市加治木町木田1227番地	認知症病床 46床 精神科一般病床 48床 精神科療養病床 106床
病院	大島保養院（精神科・内科）	4613210352	鹿児島県大島郡瀬戸内町阿木名65番地	精神科療養病床 58床 精神科一般病床 72床 精神科一般休床 46床
病院	吉田記念病院（内科・呼吸器内科・消化器内科・泌尿器科・リハビリテーション科）	4610123459	鹿児島県鹿児島市本名町470番地	療養病床 47床
介護医療院	吉田記念病院介護医療院	46B0100034	鹿児島県鹿児島市本名町470番地	入所定員 90名
介護老人保健施設	吉田ナーシングホーム	4652180011	鹿児島県鹿児島市本名町472番地	入所定員 76名 通所定員 29名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業者 ケアプランセンター木蓮	鹿児島県鹿児島市本名町 472番地	事業名及び実施場所 変更 H29. 4. 1
通所リハビリテーション フレール吉田	鹿児島県鹿児島市本名町 470番地	
訪問介護 ヘルパーステーションゆうばえ	鹿児島県鹿児島市本名町 472番地	
認知症対応型共同生活介護 グループホーム敬史館	鹿児島県鹿児島市本名町 494番地	
指定共同生活援助事業所 グループホームゆうかり	鹿児島県始良市加治木町木田 1256-2番地	
指定共同生活援助事業所 グループホームかえで	鹿児島県始良市加治木町木田 1248-2番地	
就労継続支援B型事業所 のぞみの星	鹿児島県始良市加治木町木田 1248-1番地	
事業所内保育所 はひとつと吉田	鹿児島県鹿児島市本名町 472番地	
事業所内保育所 はひとつと加治木	鹿児島県始良市加治木町本町 244番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】  
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月22日	令和4年度事業報告の件
〃	令和4年度決算承認の件
〃	令和5年度事業計画（案）承認の件
〃	令和5年度予算（案）承認の件
令和5年6月9日	大島保養院の病床数変更の件
令和6年2月8日	加治木記念病院敷地の一部購入の件
令和6年3月24日	令和6年度事業計画（案）承認の件
〃	令和6年度予算（案）承認の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債  
該当事項なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。  
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債  
該当事項なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。  
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
該当事項なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当事項なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他  
該当事項なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 碩済会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県始良市加治木町本町307番地1

財 産 目 録  
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	3,732,256 千円
2. 負 債 額	1,809,844 千円
3. 純 資 産 額	1,922,412 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,414,086
B 固 定 資 産	2,318,170
C 資 産 合 計 (A+B)	3,732,256
D 負 債 合 計	1,809,844
E 純 資 産 (C-D)	1,922,412

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 碩済会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県始良市加治木町本町 3 0 7 番地 1

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	1,414,086	<b>I 流動負債</b>	1,237,990
現金及び預金	169,073	買掛金	12,406
事業未収金	1,195,937	短期借入金	1,066,000
たな卸資産	24,243	未払金	44,260
前払費用	480	未払費用	97,623
その他の流動資産	24,353	未払法人税等	171
		未払消費税等	539
		預り金	16,991
<b>II 固定資産</b>	2,318,170		
1 有形固定資産	1,993,438	<b>II 固定負債</b>	571,854
建物	918,365	長期借入金	500,871
構築物	16,671	その他の固定負債	70,983
医療用器械備品	44,521		
その他の器械備品	18,028		
車両及び船舶	9,027		
土地	872,557		
その他の有形固定資産	114,269		
2 無形固定資産	16,737		
ソフトウェア	13,867		
その他の無形固定資産	2,870		
3 その他の資産	307,995		
長期貸付金	2,830		
長期前払費用	3,850		
その他の固定資産	301,315		
		負債合計	1,809,844
		純資産の部	
		科 目	金 額
		<b>I 設立等積立金</b>	1,100
		<b>II 積立金</b>	1,921,312
		別途積立金	1,500
		繰越利益積立金	1,919,812
		純資産合計	1,922,412
資産合計	3,732,256	負債・純資産合計	3,732,256

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適  
 であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、  
 掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科  
 削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 碩済会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県姶良市加治木町本町 3 0 7 番地 1

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		3,204,853
2 事業費用		3,223,589
本来業務事業損失		△ 18,736
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		160,889
2 事業費用		148,767
附帯業務事業利益		12,122
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 6,614
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	3	
その他の事業外収益	76,297	76,300
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	11,005	
その他の事業外費用	20,973	31,978
経常利益		37,708
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	115	
その他の特別利益		115
<b>V 特別損失</b>		
固定資産除却損	60	
その他の特別損失	115,345	115,405
税引前当期純損失		△ 77,582
法人税・住民税及び事業税	204	
法人税等調整額		204
当期純損失		△ 77,786

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 碩済会  
所在地 鹿児島県始良市加治木町本町307番地1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)



## 様式 6

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人碩済会

理事長 木本 恵子 殿

私（注1）は、医療法人碩済会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月16日  
医療法人碩済会  
監事 神川 洋一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。